

附属書 I 第七条 1(a) に規定する現行の適合しない措置

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条 1(a) の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条

(b) 第三条

(c) 第六条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって、国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1 に規定する義務であって、第七条 1(a) の規定に従って、掲

げられた措置について適用しないものを特定する。

(e) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいい、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、

(a) 「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二十十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

(b) 「経済活動分類 G N C O O 六 一 二 〇 一 六 / R e v . 二」とは、ジョージア国家統計局が二十十六年に

作成したジョージアの経済活動の種類分類をいう。

日本国の表（注）

注 透明性の観点から、この表の留保事項には、第十五条の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

一 分野	農林水産業及び関連するサービス（附属書Ⅱの日本国の表の留保事項八が対象とするものを除く。）
小分野	農業
産業分類	J S I C 〇一
	J S I C 〇二 林業
	J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。）
	J S I C 〇四 水産養殖業
	J S I C 六三二四 農業協同組合
	J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合
	J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
概要	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサ―

	二	三
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
ビス（附属書Ⅱの日本国の表の留保事項Ⅷが対象とするものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。	熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

五	四
分野 小分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業	<p>情報通信業 電気通信業</p> <p>J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条</p> <p>1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>

六		
産業分類	産業分類	産業分類
分野	概要	産業分類
小分野	措置	産業分類
産業分類	関連する義務	産業分類
製造業及び情報通信業 電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業 J S I C 二八一四 集積回路製造業	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七一二 長距離電気通信業</p> <p>J S I C 三七一三 有線放送電話業</p> <p>J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業</p> <p>J S I C 三七二一 移動電気通信業</p> <p>J S I C 四〇一一 ポータルサイト・サーバ運営業</p> <p>J S I C 四〇一二 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ</p> <p>J S I C 四〇一三 インターネット利用サポート業</p> <p>注 J S I C 四〇一一又は四〇一二に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録義務の対象となるものに限られる。</p>

七	
分野	<p>概要</p> <p>措置</p> <p>関連する義務</p>
製造業	<p>J S I C 二八三一 半導体メモリメディア製造業</p> <p>J S I C 二八三二 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業</p> <p>J S I C 二八四二 電子回路実装基板製造業</p> <p>J S I C 三〇一〇 有線通信機械器具製造業</p> <p>J S I C 三〇一二 携帯電話機・P H S 電話機製造業</p> <p>J S I C 三〇一三 無線通信機械器具製造業</p> <p>J S I C 三〇三一 電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く。）</p> <p>J S I C 三〇三二 パーソナルコンピュータ製造業</p> <p>J S I C 三〇三三 外部記憶装置製造業</p> <p>J S I C 三九一〇 受託開発ソフトウェア業</p> <p>J S I C 三九一二 組込みソフトウェア業</p> <p>J S I C 三九一三 パッケージソフトウェア業</p> <p>J S I C 三九二一 情報処理サービス業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

小分野 産業分類	関連する義務 措置 概要
医薬品・医療機器製造業	<p> J S I C 一六五 医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 J S I C の大分類 E（製造業）の医薬品中間物製造業であつて、J S I C 一六五及び J S I C 一六五三に関連するもの J S I C 二七四 医療用機械器具・医療用品製造業 J S I C 二九六 電子応用装置製造業 J S I C 二九七三 医療用計測器製造業 注 J S I C 一六五、二七四、二九六又は二九七三に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに高度管理医療機器の製造業に限られる。 </p>
この留保事項の適用上、	内国民待遇（第二条）
(a) 「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤	<p> 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業、病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物の製造業並びに高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 </p>

八		<p>及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p> <p>(b) 「病原生物に対する医薬品」とは、日本の法令に基づき、病原生物に対する医薬品に分類される医薬品であって、販売の承認を受けているものをいう。</p> <p>(c) 「高度管理医療機器」とは、日本の法令に基づき、高度管理医療機器として販売の承認又は認証を受けている医療機器をいう。</p>
	<p>分野 小分野 産業分類</p>	<p>製造業</p> <p>皮革製造業及び皮革製品製造業</p> <p>J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業</p> <p>J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇一一 なめし革製造業</p> <p>J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。）</p> <p>J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇四一 革製履物製造業</p> <p>J S I C 二〇五一 革製手袋製造業</p> <p>J S I C 二〇六一 かばん製造業</p> <p>J S I C 二〇七 袋物製造業</p> <p>J S I C 二〇八一 毛皮製造業</p> <p>J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業</p>

九	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	関連する義務 措置 概要
船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつてその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	J S I C 三二五三 運動用具製造業 注1 J S I C 一八九又は三二五三に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 一六九四に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、動物系接着剤（にかわ）・ゼラチン製造業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十	十一
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類
<p>鉱業</p> <p>J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章</p> <p>日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。</p>	<p>石油業</p> <p>J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業</p> <p>J S I C 一七一 石油精製業</p> <p>J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）</p> <p>J S I C 一七四 舗装材料製造業</p> <p>J S I C 一七九 その他の石油製品・石炭製品製造業</p> <p>J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）</p> <p>J S I C 四七二 冷蔵倉庫業</p> <p>J S I C 五三三 石油卸売業</p> <p>J S I C 六〇五 ガソリンスタンド</p> <p>J S I C 六〇五二 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）</p>

十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	警備業 J S I C 九二三 警備業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとす
	関連する義務 措置 概要	J S I C 九二九九 他に分類されないその他の事業サービス業 注1 J S I C 一七四一、一七九九、四七一、四七二一又は六〇五二に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、石油業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 九二九九に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

		る外国投資家について適用する。
十三	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が

十四	分野 小分野 産業分類	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）
		<p>(a) から (c) までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が (a) から (c) までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空運送事業者が (a) から (d) までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2 (a) から (c) までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより 2 (d) に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

		<p>関連する義務</p> <p>措置</p> <p>概要</p>
3	<p>外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>	<p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p>

十五	十六
分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務
運輸業 航空機登録原簿への航空機の登録 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体ににより保有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条）

十七	分野 小分野 産業分類 関連する義務	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
	概要 措置	<p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

十八	分野 小分野 産業分類 関連する義務	運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第二条）
	措置 概要	<p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p>

十九	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>関連する義務</p> <p>措置</p> <p>概要</p>	<p>運輸業</p> <p>道路旅客運送業</p> <p>J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。</p>
	<p>措置</p> <p>概要</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。</p>

二十	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件の適用から除外される。
二十一	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	運輸業 水運業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条

	概要	<p>日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。</p>
二十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	<p>上水道業</p> <p>J S I C 三六一一 上水道業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>
二十三	分野 小分野 産業分類	<p>航空宇宙産業</p> <p>航空機製造修理事業</p> <p>J S I C 一六 化学工業</p> <p>J S I C 一八 プラスチック製品製造業（別掲を除く。）</p> <p>J S I C 一九 ゴム製品製造業</p> <p>J S I C 二一 窯業・土石製品製造業</p> <p>J S I C 二三 非鉄金属製造業</p>

概要	措置	関連する義務
<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機産業への投資を行うお うとする外国投資家について適用する。</p>	<p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで</p>	<p>J S I C 二四 金属製品製造業 J S I C 二五 はん用機械器具製造業 J S I C 二七 業務用機械器具製造業 J S I C 二八 電子部品・デバイス・電子回路製造業 J S I C 二九 電気機械器具製造業 J S I C 三〇 情報通信機械器具製造業 J S I C 三一 輸送用機械器具製造業 J S I C 三九 情報サービス業 J S I C 九〇 機械等修理業（別掲を除く。） 注 J S I C 一六、一八、一九、二一、二三、二四、二五、二七、二八、二九、三〇、三一、 三九又は九〇に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、航空宇宙産業に関連す るものに限られる。 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三 十条</p>

ジョージアの表

		<p>2 居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づき事前届出の要件に従う。</p> <p>3 この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数は、制限することができない。</p> <p>4 航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関連する工場を設立しなければならない。</p>
<p>一</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置</p>	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>ジョージア憲法（二千十七年十月十三日改正）第十九条第四項</p> <p>農地所有権に関するジョージア基本法（二千十九年六月二十五日）</p> <p>国有財産に関するジョージア法（二千十年七月二十一日）</p> <p>土地の用途指定の決定及び農地の持続可能な経営に関するジョージア法（二千十九年六月二十五日）</p>

三	二	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置	概要 措置 関連する義務 産業分類 小分野 分野	概要
農業 農業協力 内国民待遇（第二条） 農業協同組合に関するジョージア法（二千十三年七月十二日）	漁業 経済活動分類 G N C 〇〇六―二〇一六 / R e v ・ 二 A 〇三・一―漁業 内国民待遇（第二条） 漁業免許の付与に係る規則及び条件に関する規則の承認に関するジョージア政府決議一三八（二千五年八月十一日）第四条 漁業免許は、ジョージアの居住者である自然人又は法人にのみ与えられることができる。	農地は、国、自治体、ジョージア市民若しくはジョージア市民の組合によって、又は国内法令に規定する要件に基づき外国人若しくはジョージアにおいてその私法に基づいて設立された法定の事業体によってのみ、所有される。 ジョージア市民又はジョージアにおいてその私法に基づいて登録されている法定の事業体のみが、国有農地の区画の所有権を取得する権利を有する。

	四
概要	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>
<p>農業協同組合の組合員には、当該農業協同組合が行う農業活動に直接参加し、及び当該農業協同組合の持分を所有する十八歳以上のジョージア市民又は他の農業協同組合がなることができる。</p> <p>十八歳以上のジョージア市民若しくは外国市民又はジョージア若しくは外国において登録されている法定の事業体であつて、農業協同組合に関するジョージア法及び当該農業協同組合の総会の決定に従つて出資を行ったものは、当該農業協同組合の准組合員となる権利を有する。</p> <p>准組合員は、総会に出席することができる。ただし、当該准組合員は、発言権のみ有する。</p> <p>准組合員は、当該農業協同組合に対する出資から配当を受け取る権利を有し、及び監事又は理事に選出されることができる。</p> <p>准組合員は、当該農業協同組合が行う農業活動に直接関与することはできない。</p>	<p>金融サービス保険 全ての保険及び保険関連のサービス 経済活動分類 G N C O O 六一二〇一六 / R e v . 二 K 六五ー保険、再保険及び年金基金（強制加入の社会保障を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 保険に関するジョージア法（千九百九十七年五月二日）第二条、第七条及び第二十二條 次に掲げる事業体は、ジョージアにおいて保険業（生命保険、生命保険以外の保険、再保険等）のみを営む権利を有する。</p>

五	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	金融サービス保険 保険の補助的なサービス（保険仲立人サービス及び保険代理店サービスを含む。） 経済活動分類 G N C O O 六 ー 二 〇 一 六 / R e v ・ 二 K 六 六 ・ 一 ー 金融サービス及び保険業の補助的な業務 K 六 六 ・ 二 ー 保険及び年金基金の補助的な業務 内国民待遇（第二条） 保険に関するジョージア法（千九百九十七年五月二日）第七条 外国において登録されている法人は、ジョージアにおいて正当に登録されている支店（代表事務所）を通じてジョージアにおける保険仲立業を営まなければならない。	(a) ジョージアにおいて株式会社として登録されている法人であつて、保険業を営むために設立され、及びジョージアの国家保険監督機関から免許を受けたもの (b) 経済協力開発機構（OECD）の加盟国において登録され、及び免許を受けた保険会社及び再保険会社がジョージアにおいて設立した支店（代表事務所）。当該支店は、ジョージアにおいて他の免許を取得する義務を負うことなく、自らを設立した保険会社及び再保険会社の免許に基づき、ジョージアにおいて前記の形態の保険業の全てを営むことができる。したがつて、当該支店を設立した保険会社及び再保険会社が有する免許は、ジョージアの法令に基づいて付与される免許と同等の法的地位を有し、及びいかなる者も当該支店（代表事務所）に対し適当な免許を取得するよう要請する権利を有しない。
---	---	---	---

		<p>六</p> <p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>無線放送</p> <p>経済活動分類 G N C O O 六 一 二 〇 一 六 / R e v . 二</p> <p>J 六 〇 一 番組編成・放送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>放送に関するジョージア法（二千四年十二月二十三日）第三十七条及び第四十三条</p> <p>次に掲げる形態の放送に従事するための免許を有する者又は当該放送に従事することを許可される者は、ジョージア市民又はジョージアの居住者である自然人若しくは法人とする。</p> <p>(a) ラジオ放送</p> <p>ラジオ放送のための免許は、当該ラジオ放送が無線周波数スペクトルを使用する放送用の送信機によって行われる場合にのみ必要とされる。</p> <p>(b) テレビジョン放送</p> <p>テレビジョン放送事業者（公共放送事業者を除く。）は、許可を得なければならない。テレビジョン多重放送のためのプラットフォーム構築には、免許が必要である。</p>
--	--	--

附属書II 第七条2に規定する適合しない措置

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条

(b) 第三条

(c) 第六条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であつて、国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条2の規定に従つて、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。
- (e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲又は性質を記載する。
- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、
- (a) 「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二十十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。
- (b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

日本国の表（注）

注 透明性の観点から、この表の留保事項には、第十五条の規定に基づいて日本国がとる措置を含むことがある。

一	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要
二	現行の措置	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。</p> <p>(a) ジョージアの投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) ジョージアの投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p>
全ての分野		

三	
現行の措置 分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	現行の措置 概要 産業分類 関連する義務
全ての分野 最恵国待遇（第三条） 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。）	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、日本国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

五	四
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
航空宇宙産業 宇宙開発産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで	全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 補助金については、ジョージアの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。

六	七
分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務
武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで	エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで

	八
<p>現行の措置</p> <p>持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条、第二十八条及び第三十条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条から第五条まで</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>産業分類</p> <p>漁業</p> <p>領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>J S I C 〇三一 海面漁業</p> <p>J S I C 〇三二 内水面漁業</p> <p>J S I C 〇四一 海面養殖業</p> <p>J S I C 〇四二 内水面養殖業</p> <p>J S I C 八〇九三 遊漁船業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>最恵国待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p> <p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査</p>

九	
<p>分野 小分野 産業分類</p>	<p>現行の措置</p>
<p>情報通信業 放送業</p> <p>J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p>	<p>(b) 集魚</p> <p>(c) 漁獲物の保蔵及び加工</p> <p>(d) 漁獲物及びその製品の輸送</p> <p>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条</p> <p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>

十一	十	
概要 分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 現行の措置 産業分類 関連する義務	
内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会	土地取引に関する事項 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第五章及び第八章

十三	十二	
分野 小分野 産業分類	現行の措置 概要 関連する義務	現行の措置
教育及び学習支援業 初等及び中等教育サービス J S I C 八一 幼稚園 J S I C 八二 小学校 J S I C 八三 中学校	運輸業 航空運輸業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。	事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

十四	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	関連する義務 概要 現行の措置
全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 1 日本国は、この協定の効力発生の日の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得た産業以外の産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	J S I C 八一四 高等学校、中等教育学校 J S I C 八一五 特別支援学校 J S I C 八一九 幼保連携型認定こども園 内国民待遇（第二条） 日本国は、初等及び中等教育サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

ジョージアの表

	<p>現行の措置</p>
<p>2 この協定の効力発生の日に J S I C 又は C P C において明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本政府が認識し得たものとする。</p> <p>3 日本国は、この協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかった産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	

<p>一</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要</p>
<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）</p> <p>ジョージアは、補助金又は贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）に関して、日本国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇又は最恵国待遇を与えない措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該措置が世界貿易機関設立協定に基づくジョージアの義務に反しないことを条件とする。</p>	
	<p>現行の措置</p>

二	三
分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務
全ての分野 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） ジョージアは、法の執行及び矯正に係るサービス、医療サービス並びに母子保健への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該措置が世界貿易機関設立協定に
概要 現行の措置	概要 現行の措置
ジョージアは、世界貿易機関設立協定に基づくサービスにおける特定の約束に係る表の各分野に共通の約束（二千年の文書 G A T S / S C / 一二九（I 各分野に共通の約束））に掲げる措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 世界貿易機関設立協定に基づくサービスにおける特定の約束に係る表（二千年の文書 G A T S / S C / 一二九（I 各分野に共通の約束））	ジョージアは、世界貿易機関設立協定に基づくサービスにおける特定の約束に係る表の各分野に共通の約束（二千年の文書 G A T S / S C / 一二九（I 各分野に共通の約束））に掲げる措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

五	四	
概要 分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 産業分類 関連する義務 現行の措置	現行の措置
観光 観光ガイド 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） ジョージアは、観光ガイド及び観光ガイドサービスに関して、資格要件及び資格の審査に係る 手続、技術上の基準並びに免許要件及び免許の審査に係る手続に関する措置を採用し、又は維持	建設及び関連するエンジニアリング業 特定措置の履行要求の禁止（第六条） ジョージアは、全職員の五十パーセント以上がジョージア市民でなければならないとする建設 及び関連するエンジニアリング業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保す る。	基づくジョージアの義務に反しないことを条件とする。

六	
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p> <p>概要</p> <p>現行の措置</p>	<p>現行の措置</p>
<p>電力及びエネルギー 電気、ガス及び石油</p> <p>内国民待遇（第二条）</p> <p>特定措置の履行要求の禁止（第六条）</p> <p>ジョージアは、「小分野」の事項に掲げる電力及びエネルギーの分野への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>する権利を留保する。</p>